

新型コロナウイルス感染症に関する  
緊急対応策 -第2弾-  
(障害保健福祉部関係)

社会・援護局 障害保健福祉部

# 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策(第2弾)への対応について

- 本日(令和2年3月10日)、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」がとりまとめられたところ。
- 当該緊急対応策においては、障害保健福祉関係の支援策も盛り込まれており、令和元年度内に速やかに実施いただく必要があることから、各都道府県等におかれては、必要な事務手続き等について遺漏なきようお願いしたい。
- なお、交付要綱案や実施要綱案については、事業担当から連絡をしているので、積極的な事業の実施にご協力願いたい。

## < 緊急対応策における障害保健福祉関係の支援策概要 >

### (1)障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業(別紙1参照)

障害者支援施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する障害児のための小型マスクの卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発に必要な費用を補助。

### (2)障害者支援施設等の多床室の個室化に要する改修(別紙1参照)

障害者支援施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、多床室の個室化に要する改修に必要な費用を補助。

### (3)就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入支援事業(別紙2参照)

就労移行支援、就労継続支援における在宅就労を推進するために、事業所におけるテレワークのシステム導入経費等を補助。

### (4)特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業(別紙3参照)

特別支援学校等の休業に伴い放課後等デイサービスを利用した場合(新規又は通常より支給量が増加した場合、休日分の単価変更に伴う単価増があった場合、若しくは午前中から支援する等の場合に限る。)について、保護者負担及び地方負担は求めず、国庫負担割合を10/10として補助。

所要額(既定経費):588,095千円  
〔(1)380,870千円、(2)207,225千円〕

## 事業概要

障害者支援施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する障害児のための小型マスクの卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、多床室の個室化に要する改修に必要な費用を補助する。

## 事業内容

## (1)障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等

## ①衛生用品等の緊急調達

障害福祉サービス事業所等における感染予防に必要な障害児のための小型マスクや消毒液等について、市場における需給逼迫の状況を踏まえ、都道府県等が、障害福祉サービス事業所等へ配布するマスクを卸・販社から一括購入するなど、衛生用品の確保に必要な費用について補助する。

## ②衛生環境改善事業

障害福祉サービス事業所等において、感染者が発生した場合等、感染拡大の防止のために必要な消毒の実施に必要な費用について補助する。

## ③感染予防等広報・啓発事業

感染症予防等に必要な情報が障害者に行き渡るよう、広報・啓発資材の作成に必要な費用について補助する。

## (2)障害者支援施設等の多床室の個室化に要する改修

感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修経費について補助する。

## 事業スキーム等



## ＜実施主体、補助率＞

(1)実施主体:都道府県・指定都市・中核市

補助率:10/10(定額)

(2)実施主体:都道府県・指定都市・中核市

補助率:国1/2、都道府県・指定都市・中核市:1/4、事業者:1/4

所要額（既定経費）：99,649千円

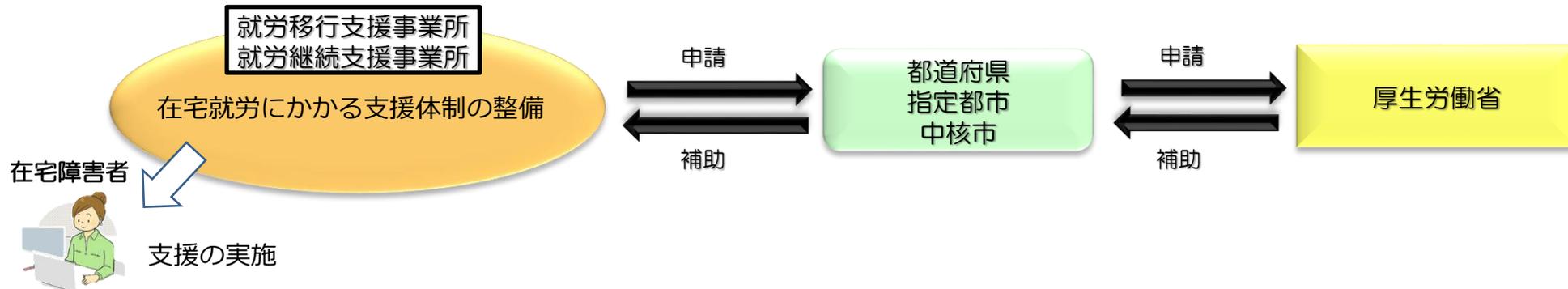
新型コロナウイルスの感染予防の観点から、  
就労移行支援事業所、就労継続支援事業所を利用する**障害者の在宅就労・在宅訓練**  
**を促進させるため、テレワークの導入を支援する。**  
在宅就労の実施に必要な以下の費用について補助する。

- ◎ タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア
- ◎ クラウドサービス
- ◎ 導入設定、導入研修
- ◎ ソフトウェア
- ◎ 保守・サポート費
- ◎ セキュリティー対策 など

&lt;実施主体、補助率&gt;

実施主体 都道府県・指定都市・中核市

補助率 10/10（定額）



所要額(予備費): 9,998,940千円

特別支援学校等の一斉臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用の増が見込まれることから、**追加的に生じたサービス分に係る利用者負担及び地方負担に係る部分について国費により補助**する。

## 【対象となる経費】

- ① 今般の学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童のサービス利用に係る報酬
- ② 今般の学校休業前から支給決定を受けていた児童について、学校休業によりサービス利用の増が生じ増加した報酬
- ③ 今般の学校休業前から利用していたサービスについて報酬単価が平日単価から休業日単価に切り替わることにより増加した報酬
- ④ 事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算を算定したことにより増加した報酬

## 【予算規模】

100億円(事業規模193億円のうち、利用者負担分を除いた187億円の1/2にあたる93億円については、障害児入所施設等国庫負担金による通常の国1/2負担分により対応するため、所要額は利用者負担分と地方負担をあわせた100億円)

## ④ 学校休業による延長支援加算の増加

補助対象範囲

## ③ 休業日単価になったことによる増加

補助対象外

学校休業前から  
利用していたサービス量

② 学校休業によるサービス  
利用増

① 学校休業により新たに支給決定を受ける児童にかかるサービス

学校休業前から支給決定を受けていた児童

今回の学校休業により新たに支給決定を受ける児童